

## 新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

### 【重点施策8について】

重点施策8「情報通信技術を活用した21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整えること」は、国家 100 年の計として非常に重要です。

ただ、具体的な取り組みには、大学などの高等教育機関に関する取り組みが含まれていません。是非、次の2項目を含めていただければと思います。

(1) インターネット等を用いてすべての授業を行う大学に対する校舎等施設要件を大幅に緩和すること。

(理由)

現在、インターネット制の大学は、2007 年に開学したサイバー大学と、2010 年開学のビジネス・ブレークスルー大学(BBT 大学)の2校であるが、いずれも、構造改革特区に関する特例措置「インターネット等のみを用いて授業を行う大学・大学院に係る設置基準の緩和」(特例番号 832)に基づいているが、これを特例ではなく、大学設置基準(昭和 31 年 10 月 11 日文部省令第 28 号)及び大学通信教育設置基準(昭和 56 年 10 月 29 日文部省令第 33 号)の改正によって、抜本的に要件緩和を行うべきである。

(2) インターネット制の大学で学ぶ学生についても、通常の通学制大学の学生と同等の奨学金を支給できるように独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成 16 年 1 月 7 日政令第 2 号)を改正する。

(理由) 欧米や韓国では、インターネットによる大学教育が一般的になっているが、日本では、依然として特殊な大学として扱われており、現時点では、日本学生支援機構の奨学金の対象とされていない。民主党のマニフェストには「大学などの学生に、希望者全員が受けられる奨学金制度を創設する」とあるが、サイバー大学や BBT 大学の学生は、そもそも日本学生支援機構の奨学金の対象となっていない。

(注) 現行の独立行政法人日本学生支援機構法施行令を文言どおり解釈すると、サイバー大学や BBT 大学は、通学制の私立大学と同じカテゴリーに入るにも関わらず、日本学生支援機構と文部科学省は、「法令の趣旨」に従って考えるとインターネット大学の学生は支給対象ではないと回答している。

以上